ストックホルム慈善調整協会

――19世紀末葉から20世紀初頭にかけてのスウェーデンにおける公と私の間――

石 原 俊 時

1. はじめに

1889年10月ストックホルムの知事 (överståthållare) 公邸において会議が開かれ、慈善調整協会 (Föreningen för välgörenhetens ordnande以下FVOと略記) が結成された.¹⁾ この団体は、ストックホルムの貧困問題に対応するため、民間慈善(フィランスロピー)団体相互間のみならず、公的救貧と民間慈善団体との間の協力関係を推進することを目的とした.

FVOは、従来のスウェーデンにおける研究 では、1903年に結成された社会事業中央連盟 (Centralförbundet för socialt arbete) に関心が 集まる中で、いわば日陰の存在であったと見な せる. 確かに、社会事業中央連盟は、貧困問題 のみでなく様々な社会問題を対象とし、広範な 人的・組織的ネットワークを形成して大きな社 会的・政治的影響力をふるった. その意味で は、19世紀に始まるスウェーデンにおける近 代的民間慈善運動の頂点をなす存在であっ た.²⁾ それゆえ、FVO自身が発行したパンフ レット形式の団体史の他に、FVOを正面から 取り上げているのは、わずかにバランスよく諸 活動を概観したシェーグレンの研究や住宅問題 での取り組みに焦点を当てたテルンの論文など に留まっている.30 しかし、後に触れるよう に、社会事業中央連盟の成立は、このFVOの 存在をぬきにしては語れないのであり、なぜ社 会事業中央連盟がそれほど大きな影響力を発揮 し得たのかを考える上で、FVOの諸活動の検 討を無視することはできないと考えられる.

そこで本稿では,第一次大戦終了期までの

FVOの成立と展開について、以下の点に着目 して検討することとする。第一に、 団体が成立 した背景である。すなわち、この団体が、なぜ この時期にどのような状況の下で成立したのか について述べてみたい。第二に、FVOが如何 なる理念を持ち、どのような組織を持っていた のかを見ることとする. その上で第三に、実際 に行われた救済活動を、理念や組織と関連させ て概観してみたい. 第四に、その活動の中で、 民間慈善団体間,民間慈善と公的救貧の協力関 係、すなわち慈善の調整がどのように展開した のかを見ることとする. 特に公的救貧改革への 影響や登録事務所 (registerbyrå) については, これまでの研究であまり注目されることがな かったのであるが、そうした協力関係の一環あ るいは到達点として重点的に取り上げてみた い. 以上のようにして、19世紀末葉から20世 紀初頭にかけてのスウェーデンにおける公と私 の間の関係とその特質を垣間見ることが本稿の 課題である.

- 1) FVO, styrelseprotokoll, 15/11, 1889. överståthållare はストックホルム市の行政長官である. 1634年の政体法 (Regeringsform) によりストックホルムは市であるが、県 (län) と同格の位置づけを与えられていた. 拙稿ではそれゆえ、とりあえずストックホルム知事と訳しておく.
- 2) 社会事業中央連盟については、とりあえず拙稿「福祉国家のオルターナティヴ?—20世紀初頭スウェーデンにおける福祉社会」高田実・中野智世編『近代ヨーロッパの探求 福祉』ミネルヴァ書房2012年刊行予定を見よ、そこで主な研究文献を挙げておいた。

3) Sjögren, Mikael, "Mellan privat och offentlighet. Föreningen för Välgörenhetens Ordnande i Stockholm kring sekelskiftet 1900", i: Den privatoffentliga gränsen, Køpenhavn 1999; Thörn, Kerstin, "Föreningen för välgörenhetens ordnande och bostadsfrågan", i: Sjöberg, Maria Taussi och Vammen, Tinne red., På tröskeln till välfärden, Stockholm 1995. また, ブークホルムによるモンテリウス (Agda Montelius) の評伝でも、その中の1章でモンテリウスを中心としたFVOの活動が取り上げられている。Bokholm, Sif, En kvinnoröst i manssamhället: Agda Montelius 1850–1920, Stockholm 2000, Kap.3.

2. 成立の背景

スウェーデンは、1870年代に工業化の本格 的展開を迎えたと言われる. 1879年に初めて の大規模な労働争議がスンズバル (Sundsvall) で起こり、80年代に入ると社会民主主義労働 運動が勃興し、労働者の組織化を進めていた. 1879年に出版されたストリンドベリィ(August Strindberg) の『赤い部屋 (Röda rummet)』がベストセラーになり、いわゆる社会問 題 (sociala frågor) が注目を集めるようになっ ていた. 第1表に見るように、当時、ストック ホルムは人口増大が続き、1880年には18万人 弱であった人口は10年後には25万人に近づき つつあった. 人口に占める公的救貧受給者の比 率が増えているように、特に80年代末には深 刻な不況が襲い、貧困問題は悪化した. その中 で公的救貧のみならず民間慈善においても何ら かの改革が必要であることが認識されていた.

新聞編集者として活躍していたベックマン (Ernst Beckman) は、1886年に国会第二院 (下院にあたる) 議員となりへディン (Adolf Hedin) とともに社会保険導入に向けて活動する一方、アフトンブラーデット (Aftonbladet) 紙を拠点として社会問題に関して健筆をふるっていた。1887年に奨学金を得てイギリスに渡り、慈善調整協会 (Charity Organisation Society) の活動を知るようになる。帰国後、88年11月

同紙で民間慈善団体間の協力を呼びかけた.翌年にこれを契機として,前述した知事公邸における会議が開かれたわけである.4)

出席者は、ベックマンの他、ストックホルム 知事で公的救貧の責任者でもあるタム (Gustaf Tamm) 伯爵, 慈善活動で活躍していたクロー ンステット (Ebba Cronstedt) 伯爵夫人, モン テリウス (Agda Montelius), セトレーウス (Coraly Zethraeus), 高級官僚のラーゲルクラ ンツ (Carl Lagercrantz), 公的救貧関係者とし てニュストレーム (Josef Nyström), 5) 中央銀 行(Riksbank)の幹部職員でありつつ様々な救 貧活動に関与していたリンドブロム (Albin Lindblom) などであった、彼らは、社会的に は上流階級か中間層知識人に属し, 政治的には 自由主義あるいはそれに近い立場の者であり、 それぞれ救貧活動に直接関わるか大きな関心を 示していた者であった. タム伯爵は初代会長に 就任し, この後慈善調整協会に資金調達の面で 大きな貢献をすることとなる銀行家セルヴィー ン(Carl Cervin)を加え、出席者の殆どは執行 部 (styrelse) としてそのままこの団体の初期の 運営を担った.

ラーゲルクランツは、フランスで貧民救済策を学んだ経験を持ち、もともとハンブルクで生まれたセトレーウスはそこで乞食撲滅協会(Verein gegen Bettelei)の活動を知り、祖国での実践を考えていた。ニュストレームはドイツに留学し、エルバーフェルト・システムなどを学んでいた。それゆえ、何をモデルとして団体を設立するのかは必ずしも自明なことではなかった。しかし、ベックマンのイニシャティヴの下で、眼前の貧民に場当たり的に施しを行う喜捨(allmosa)に対して貧民の経済的自立を実現することを目指す真の慈善を目的とすることで一致し、ロンドンの慈善調整協会をモデルとすることで合意した(F.V.O. årsberättelse [以下Årsberättelse と略記]、1908-1909、s.4-6)。

そもそもスウェーデンにおいて民間慈善団体が本格的に成立し始めたのが1810年頃のことであると言われている。19世紀前半には、ス

第1表 ストックホルムの公的救貧と全国の公的救貧の中での位置(1879-1917年)

年	(a) ストックホルムの 救貧受給者数	(b) ストックホルムの人口	(a/b) 人口比(%)	(c) 全国の人口に占める 救貧受給者の割合(%)	(d) ストックホルムの 救貧支出額(Kr)	
1879	10,492	173,433	6.05	4.66	760,871	
1880	10,556	168,775	6.25	4.81	790,141	
1881	11,053	176,745	6.25	4.93	861,940	
1882	10,910	185,325	5.89	4.90	848,073	
1883	11,231	194,469	5.78	4.87	1,000,361	
1884	11,868	205,129	5.79	4.80	841,609	
1885	12,857	215,688	5.96	4.74	1,033,453	
1886	13,852	223,063	6.21	4.84	1,303,913	
1887	14,865	227,964	6.52	4.87	1,159,018	
1888	16,568	234,999	7.05	5.10	1,019,643	
1889	16,431	243,500	6.75	5.09	1,105,028	
1890	16,556	246,154	6.73	5.04	1,259,707	
1891	18,432	250,528	7.36	5.17	1,301,312	
1892	19,930	252,574	7.89	5.28	1,396,811	
1893	19,108	257,037	7.43	5.24	1,344,176	
1894	28,177	264,585	10.65	5.27	1,290,822	
1895	27,156	271,638	10.00	5.22	1,465,323	
1896	25,364	279,860	9.06	5.09	1,342,023	
1897	24,610	288,602	8.53	4.92	1,323,209	
1898	24,215	295,789	8.19	4.78	1,380,455	
1899	22,792	236,386	7.54	4.64	1,638,621	
1900	23,594	300,624	7.85	4.58	2,082,056	
1901	23,828	303,356	7.85	4.52	1,736,335	
1902	23,859	305,819	7.80	4.54	1,933,071	
1903	23,674	311,043	7.61	4.51	2,852,204	
1904	23,448	317,964	7.37	4.46	3,089,825	
1905	24,153	324,488	7.44	4.43	2,678,884	
1906	25,013	332,738	7.52	4.38	4,177,536	
1907	25,340	337,460	7.51	4.27	2,821,914	
1908	28,628	339,582	8.43	4.30	3,223,627	
1909	28,320	341,816	8.29	4.31	3,508,657	
1910	28,395	342,323	8.29	4.29	3,397,562	
1911	28,191	346,599	8.13	4.29	3,525,713	
1912	29,253	350,955	8.34	4.35	3,894,071	
1913	32,163	382,085	8.42	4.57	4,533,942	
1914	34,188	386,270	8.85	4.43	4,568,517	
1915	34,905	392,427	8.89	4.59	5,070,396	
1916	32,546	408,792	7.96	4.44	5,556,749	
1917	35,232	413,163	8.53	4.46	6,904,040	

数値は各年度の Bidrag till Sveriges officiella statistik. U) Kommunernas fattigvård och finanserによる.

ウェーデンでも大衆貧困化現象 (pauperismen) が見られ、世紀半ばには二月革命の影響もあり、社会不安が高まっていた。そうした中で民間慈善団体が次々と設立されるようになった。しかもそれらの団体は、既に喜捨を批判し、貧民の経済的自立化を長期的に実現しようとする指向を強く持っていたと指摘されている。場当たり的な喜捨はむしろ貧民を再生産・増殖するとの考えである。 例えば、1819年にストック

ホルムで設立された婦人聖書協会 (Fruntimmers Bibel-Sällskapet) は、そうした初期の民間慈善団体を代表する存在であるが、真の慈善とは、貧民とじかに接することを通じて貧民のニーズを判断し、その自立化を図ることであると主張した。7)

また、それらは、身分制的社会秩序の解体を 促した中間層 (medelklass) の勃興や自発的団 体 (association) の叢生といった現象の一環と

しても捉えられた、婦人聖書協会は、1815年 に信仰復興運動の影響の下に下層民衆に至るま で真の信仰を普及させることを目的に設立され たスウェーデン聖書協会 (Svenska Bibelsällskapet) の姉妹組織であった. この聖書協会は, しばしば、同時期の自発的結社の代表例として 取り上げられる。また、1840年代から各地に 婦人保護協会 (fruntimmers-skyddsföreningar) が設立された、ストックホルムでは、教区毎に 組織が作られた. それらの中で最初の団体の設 立のイニシャティヴを取ったのは、自由主義者 で数多くの自発的結社の設立を主導し、『ス ウェーデン統計概観』の著作でも有名なカー ル・アヴ・フォッシェル (Carl af Forsell) で あった. 大衆貧困状況やそれに伴う社会的不安 の増大に、中間層が中心となり自発的結社の枠 組を利用して対応しようとしたのが、民間慈善 団体の隆盛となって現れたといえよう.8)

さらにそれらの団体は、概して公的救貧と密 接な関係を持ち、相互協力を追及していた. 例 えば、ストックホルムの婦人保護協会は、執行 部に市の高官や救貧行政の担い手がいて重きを なしていた. さらに規約では公的救貧を補完す ることを課題とした. 具体的には, 同じくボラ ンティアである貧民監督員 (ordningsman: 男 性)の指示に従ってメンバー(女性)が2人組 となって貧民の家を訪問し、日常生活を監督・ 指導するとともに、貧民に関する情報を収集し た. このようにしてボランティアを動員して成 立した救貧のシステムは、いわゆるエルバー フェルト的な救貧制度として位置づけられてい る.9) 婦人保護協会と公的救貧との協力関係の 存在は、ウプサラなどについても指摘されてい る.¹⁰⁾

元来,スウェーデンにおける公的救貧は,各自治体に財源がまかされており,概して脆弱な財政的基盤しか持たなかった.1847年に救貧法が成立する以前は,如何なる貧民をどのように救済するかの決定は地域社会にまかせられていた.公的救貧の担い手も民間慈善の担い手も地域の有力者であり,財源を負担するのも共通

していた. それゆえ,公的救貧と民間慈善との間の境界は曖昧であり,両者間の役割分担は流動的であったとされる. その後,47年に救貧法が成立すると,労働能力が不足し自活し得ない者の救済義務が定められ,貧民には救済の決定に対する不服申し立て権も与えられた. 公的救貧の側からすれば,救済義務が強化され救貧負担が重くなる中で,民間慈善による自助の促進や貧困に対する予防活動の重要性が高まることとなった.11)

1866年には、ストックホルム市の救貧委員 会 (fattigvårdsnämnden) の副議長ベリィ (Carl Johan Berg) がイニシャティヴを取り、各教区 に存在していた婦人保護協会が合併し、ストッ クホルム一般保護協会 (Stockholms allmänna skyddsförening) が結成された. この団体は、 ストックホルムの救貧行政の中心人物であった ベリィを実質的な指導者とし、ソフィア(Sophia) 皇太子夫人を会長にいただいていた. 各 教区をいくつかの地区に区分して貧民の家庭へ の訪問活動を綿密に行うと同時に、公的救貧と の協力関係を推し進め、公的救貧や民間慈善諸 団体や各種基金の救済受給者の情報を集めて相 互に利用しあうことを目指した. しかし, いく つかの教区の婦人保護協会が参加しなかったよ うに、結局この活動はそれほど成果を収めるこ とはできなかったと言われる.12 FVOの団体 史によると、その設立時には、ストックホルム に約800の慈善団体や財団・基金・施設などが 存在したが、その間の協力関係は無いに等し かった.¹³⁾

しかし、この一般保護協会代表がFVO設立会議に出席し、情報提供や貧民に対する調査など真っ先にその活動に協力することとなった。設立翌年には、FVOの中央事務所に事務所を移して共同の事務所とした(F.V.O. styrelseprotokoll [以下FVOと略記]、22/4、1890、§3)。何より、一般保護協会のマリア(Maria)教区組織の責任者であったのがモンテリウスであった。彼女は、1892年より1910年まで中央事務所(Centralbyrå)の所長を務めFVOの救済活

動の実践において大きな影響力を発揮し、その活動の方向性を定めることとなる.¹⁴⁾ 一般保護協会の救済活動は彼女を通して慈善保護協会に受け継がれ、さらに発展したといえよう. FVOは、イギリスの慈善調整協会の影響を受けて成立したのだが、組織を発展させていく上で、自国における一般保護協会の経験の蓄積も一定の役割を果たしたのである.¹⁵⁾ その点でいえば、19世紀初めに生成した、喜捨を否定するスウェーデンにおける近代的な慈善運動の延長線上に、FVOの成立が位置づけられるであろう.

- 4) F.V.O. 100 år- F.V.O. -en länk genom växlande tider, Stockholm 1989, s.8. ベックマンは, 20世紀 初頭の社会政策の生成を担った社会自由主義 (socialliberalismen) の潮流を代表する人物であり, 社会事業中央連盟が成立すると, 初代の会長となっている. Lindblad, Hans, "Ernst Beckman och socialliberalismen", i: Holmberg, Håkan red., Liberala pionjärer, Uppsala 2002.
- 5) 彼は戸籍管理員 (roteman) であった. 戸籍管理員については後述する.
- Qvarsell, Roger, "Välgöranhet, filantropi och frivillgt socialt arbete – en historisk översikt", I: SOU 1993:82. Frivilligt socialt arbete, s.223–224.
- 7) Åberg, Ingrid, "Filantroper i aktion". I: Sjöberg, M. T. & Vammen, T. red., *På tröskeln till välfärden. Välgöranhetsformer och arenor i Norden 1800–1930*, Stockholm 1995, s.14–15.
- 8) ストックホルムの婦人保護協会については、Press, Maria, "Skyddsfruar och ordningsmän en studie i 1800-talets nytänkande filantropi", i: Studier och handlingar rörande Stockholms historia, Vol.VII, Stockholm 1994を、フォッシェルについては、拙稿「『人口表』から『スウェーデン統計概観』へ」『北ヨーロッパ研究』第2巻1995年を、19世紀の自発的結社の勃興とその歴史的位置づけについては、Janson, Torkel, Adertonhundratalets associationer. Forskning och problem kring ett sprängfullt tomrum eller sammanslutningsprinciper och föreningsformer mellan två samhällsformationer c:a 1800–1870, Uppsala 1985 および拙著

- 『市民社会と労働者文化』木鐸社 1996年,第2章 を参照.
- 9) Press, a.a., s.123. 1930年代に至るまで教区に おける救貧審議会の委員は殆ど無給の名誉職で あった. Thullberg, Signe, *Historik över Stock-holms äldreomsorg*, Stockholm 1990, s.41.
- 10) Furuland, Gunnel, "En association i offentlighet och privatsfär: fruntimmersföreningens bildande i Uppsala 1844–45", i: Scandia 1987, s.103– 106.
- 11) 例えば、19世紀半ばのイェーテボリィにおける公的救貧とフィランスロピーの協力・分業関係の進展については Jordansson, Birgitta, *Den goda människan från Göteborg. Genus och fattigvårdspolitik i det borgerliga samhällets framväxt*, Lund 1998を見よ.
- 12) Press, a.a., s.123-124, 139-140.
- 13) F.V.O. 100 år, s.11.
- 14) モンテリウスは、1884年のフレドリカ・ブレーメル連盟 (Fredrika Bremer förbundet) の設立を主導した当時の女性運動の中心人物の1人であった。また、後に触れるように、社会事業中央連盟の設立に加わり、そこでも主要な役割を果たすこととなる。彼女については、前掲の評伝 (Bokholm, a.a.) を参照.
- 15) Press, a.a., s.132-133.

3. 理念と組織

1) FVOの理念

こうして設立されたFVOは、自らの課題を規約において「宗教や政治的意見の違いにかかわらず、ストックホルムにおいて民間における個人の善意、慈善を目的とした協会や団体および公的救貧の間の調整をなすこと」と定めた、160 また、設立間もない時期に、FVOの中央事務所の所長であったリンドブロムのパンフレットと彼に代わってまもなく所長となるモンテリウスの論文が公刊された。それにより、FVOは、何を目指し、どのような活動を行っているのかを社会に表明した。リンドブロムによれば、慈善とは「良きことをなすこと」であるが、「貧困は病気であって様々な原因を持つ、

それを調べ、それを取り除くことによってはじめて真に良きことが可能となる」のであった。それゆえ、慈善はパーソナルな活動であって、行う者は受ける者との間の信頼関係に基づき、後者とその環境を十分理解した上で適切な方策を実施せねばならない. 「7) さらにモンテリウスによれば、慈善の目的は「自助を助けること」であり、リンドブロムのいうような活動は、その場限りの施しと異なり、時間もエネルギーも注ぎ込まねばできないことであった. 「18)

リンドブロムによれば、接してきた貧民に、 その場でカード (anvisningskort) を配る. 貧民 は、それを持って中央事務所に行く、そこで救 済の申請手続きがなされ、出生年や出生地(原 籍地) など必要な情報が確認される. そのあ と、FVOの訪問担当者(besökare)が貧民の住 む場所を訪れ、必要とあれば近所や仕事場など をまわって必要な情報を集める. そうした情報 をもとに、中央事務所(後にはまずは支部委員 会)で貧民のニーズと適当な救済策が判断され ることとなる. そこで, 例えば, 全く救済を与 える必要がないと判断される場合もあるし、何 らかの救済が必要と判断されても、FVO自ら 救済策を実施するケースだけでなく, 他の団体 や公的救貧にまかせるケースもでてくるわけで ある.19) そもそも後にも見るように、FVOが 実施する救済策も救済申請者のニーズや状況に よって多様となり得た. リンドブロムによれ ば、基本的な考えは、「その能力が許す限り、 喜捨を施すよりも仕事の機会を与えること」で あった.20) 概して、仕事を得て自活可能性があ る者は自らが救済し、その可能性がない者は公 的救貧にまかせるというのが原則となる. しか し、自己の対応能力を超えるとか、例えば心身 障碍者などに対し、より専門的な対応が可能と 判断されれば、他の慈善団体に委任することと なる. さらに、活動が展開するにつれて、後で も触れるように、困窮に陥っている者に自活の 道を切り開くのを助けるのみでなく、陥ってい ない者に対して予防手段を講ずることも重視さ れるようになっていった.21)

そこで推察されるように、救済に際して、他 の諸団体や公的救貧との協力関係が必要となる だけではなかった. モンテリウスによれば、多 くの団体が互いの活動について知らないため. 団体間を渡り歩き、重複して救済を得る者がで る一方, 勤勉であるのに貧困のまま苦しむ者が 取り残されるようになるのである. それでは. 慈善や救貧に寄生する職業乞食は増えるばかり であるし、自立する可能性を持つ者が見捨てら れてしまう. さらに、救貧活動に従事する者が 互いの経験やアドヴァイスを交換しあい方法を 改善し、救済のために資金やエネルギーを融通 しあうことが重要であった.²²⁾ つまり、社会に 存在する限られた資源を有効に活用し、より効 果的・効率的な方法を協力して確立していくた めにも資源や情報において相互協力関係が必要 となるのである. こうして、設立最初の年の活 動報告書の締めくくりには、FVOは、公的救 貧と民間慈善の中心点かつ結節点 (en centralpunkt och föreningspunkt)となることを目標 とすると書かれることとなる (Årsberättelse 1890, s.8-9).

2) 組織

FVOは、当初会費の支払い方法の違いによ り3種類の会員によって成立していた. すなわ ち,一度に1,000クローネを支払った特別会員 (stiftande ledamöter), 200クローネを納めた 恒久会員 (ständiga ledamöter) と定期的に会費 を納めている一般会員(betalande ledamöter) である. その後, 1897年より名誉会員 (hedersledamöter) が、1898年より招待会員(inbjudande ledamöter) が加わった. 名誉会員は, FVOに功績のあった人物がなり、この時期に おいては1名か2名しか存在しない。初めての 名誉会員は、タム伯爵であった. 招待会員は、 公的救貧や民間慈善で活躍している者であり. 市の救貧委員会あるいは教区の救貧審議会 (fattigvårdsstyrelse) のメンバーが選ばれるの が一般的であった、特別会員には、1911年に 国王も加わっている (FVO, 19/12, 1911). 1890 年5月の会員数は、特別会員13名、恒久会員89名、一般会員687名であったが、その後増加を続け、1901年の末には、名誉会員1名、特別会員15名、恒久会員118名、招待会員120名、一般会員2,104名となった。しかし、その後は次第に減少傾向にあり、会員数全体は1901年の2,358名から1910年には1,800名前後に落ち込み、そのまま停滞状況が続いた.²³⁾これには、1903年には社会事業中央連盟、1906年には救貧連盟(Svenska fattigvårdsförbundet)など、類似の性格を持つ大きな団体が設立されたことが影響したと推察される。

活動年度は、その年の7月1日から翌年の6月30日であり、会員総会(årsmöte)は、春と秋に年2回開かれた、実際の組織運営は、春の会員総会で選出される執行部(styrelse)が担った、執行部は、それぞれ6名のメンバーと補欠メンバーからなっており、任期は3年で3分の1ずつ毎年改選された、会長・副会長および書記(sekreterare)、会計担当者(kassaförvaltare)は執行部メンバー間の互選であった。そのほか、毎年総会で外部から会計監査役(revisorer)が選ばれることとなる。

FVO自身の救済活動を統括するのが中央事 務所である. 中央事務所には, 数名の有給の貧 民訪問担当者を含め、1900年の時点で14人の 有給・無給のスタッフがいた. その他, 貧民の 調査活動などで補助訪問者として多数のボラン ティアを動員した. 1890年には、その下に4つ の支部委員会 (kommitté) が設立され、それぞ れの委員会はいくつかの教区を担当することと なった. 前述のように、中央事務所で救済申請 者が手続きをすると、訪問担当者が調査を行 い,支部委員会が審査を担当した.支部委員会 の審査会議には必ず執行部メンバーが出席する ことで、審査の公平性・審査基準の統一性が図 られた. 支部委員会の委員には. 公的救貧関係 者,一般保護協会の幹部,教区牧師などが選ば れた.

この他,主な組織として,スロイド部会(Slöjdavdelning)と児童保護施設(Barnhär-

bärge) があった. これらは独立の会計を持っ た組織で、独自の執行部を擁していた. スロイ ド部会は、クローンステット伯爵夫人の提案に より1890年に設立された.²⁴⁾ 彼女は1905年ま で部会の長を務めた. 貧しい主婦や未亡人に家 でできる裁縫や手芸の仕事を与えて自活の道を つけることを目的とした. 特にこうした仕事は 1人で子供を育てている母親が仕事と育児を両 立させる上で適していると考えられた. 製品の 販売も行い, 当初販売は, 中央事務所で行われ たが、次第に専門の販売所を設けるようになっ た. また, FVOは1893年から児童保護施設を 運営した. 病気や親にきちんと育てられなかっ たために虚弱である就学前の児童を一時的に保 護することを目的とした. 毎年40-50人の子供 が受け入れられた. その他の組織については, 次節で取り上げることとする.

- 16) FVO, Stadgar år 1889, §1.
- 17) Lindblom, Albin, *Hvad vill Föreningen för Välgörenhetens Ordnande*, Stockholm 1891, s.3–4, 7, 9.
- 18) Montelius, Agda, "Den enskilda välgörenheten och dess ordnande", i: *Dagny* 1891:7, s.223.
- 19) Lindblom, a.a., s.11-15.
- 20) Ibid., s.21.
- 21) F.V.O. 25 år, Stockholm 1914, s.5.
- 22) Montelius, a.a., s.223-224.
- 23) 数字は、各年度の年次活動報告書による.
- 24) FVO, 3/2, 1890, §7. クローンステット伯爵夫 人自身, 慈善団体「困窮者の友 (De nödlidandes vänner)」でお針子の仕事を提供する活動を行っ てきた経験を有していた. Årsberättelse 1908–09, s.5.

4. 救済の実際

1) 申請手続きと調査

先に述べたように、救済を求める貧民は、まず中央事務所に行って申請手続きを行うこととなる。申請手続きを通じて、名前、出生地・年齢(出生年月日)、家族数(家族構成)、それま

でに与えられた救済とその内容,求める救済の内容とその理由が登録カードに記入された.既に1890年の2月には中央事務所でのそうした作業手順や確認すべき条項がまとめられていた(FVO, 3/2, 1890, §4). 登録カードによる貧民についての情報は整理されて集積され,後に見るように,慈善の調整に大きな役割を果たすことが期待されていた.

次に訪問担当者が貧民の居住地に出向き、登 録カードの情報に基づき調査が行われることと なる. 調査マニュアル (Arbetsordning för besökare) も設立直後に作成された. 調査によ り、登録カードの情報を確認するとともに、さ らに詳しく貧民の情報を集めることが目指され た. 例えば、本人のみでなく、妻や子供の収入 や健康状況も調べることとなっていた. 特に子 供の身なりや健康状況は貧民の生活の在り方を 見る上で重要なチェックポイントとされた. 住 居についても, 広さや家賃の他, 家具や内装の 具合、きちんと掃除されているかが観察され た. 同居人がいる場合は、その家賃はどうなっ ているかもチェックされた. 助けを与えうる家 族の存在も重要な調査項目であった. 働いてい る場合は、雇い主の名前・住所と勤続年数が調 べられた. 救済を与えられた経験を持つ場合 は、いつどこからどのような救済を受けたのか が綿密に調査されることとなった. このように 訪問担当者は、本人や家族ばかりではなく、雇 い主の他、近所の者、公的救貧関係者や教区牧 師, 教区保護施設関係者などからも情報を集め ることが期待されていた. 以上のような調査項 目を点検した上で調査用紙に結果を記入し、さ らに若干の所見を加えて支部委員会に提出する こととなる. 中央事務所の登録カードの情報 は、調査に基づき修正・追加された.²⁵⁾

このように設立間もなく、訪問調査の詳細がマニュアル化し得た背景には、恐らくこれまでの一般保護協会などでの経験があったものと思われる。その後、調査のノウハウは、活動の積み重ねからさらに具体的かつ体系的となった。後に述べるように、1911年にFVOはハンド

ブックを発行するが、その第1部(全体は3部 からなる)では、そうした積み重ねの到達点と して、調査の方法論がモンテリウスによってま とめられることとなる。例えば、訪問調査する 者の気構えとして、貧民からは全くのよそ者と 不信の目で見られ、 むしろ憎しみの対象ともな りうるのであり、与えられる情報は虚偽も多い ことが指摘される. それゆえ、調査者の任務 は、状況を見ぬく洞察力のみならず、貧民に対 する共感や忍耐・寛容も必要である全人格的な 営みであり、常に自己を高めること(siälvuppfostran) が求められるものだとされた. 訪問調 査者の専門性が強調されたのである. また、夫 が酒飲みで働かない状況は明らかであったが. そうした状況の背後には妻が家事を怠り、家計 のやりくりができないといった問題が隠されて いたケースとか、子供が物乞いをさせられてい たとか, 妻が手紙で方々に無心をしていた例な どが挙げられ、貧困の原因や構造をどのように 把握すればよいのかについて具体的事例も多く 取り上げられている.26)

2) 審 查

こうした調査されたそれぞれのケースは、そ の結果に基づき支部委員会の週1回の会議で審 査されることとなる. 先に見たように、支部委 員会には、その教区の公的救貧関係者や一般保 護協会のメンバーが加わっていた.彼らは、そ の教区の貧民の状況についてよく知る者であ り、審査にとって貴重な情報を持っていること が期待されていた.特に彼らが加わることで、 公的救貧や一般保護協会の救済を受けた経験を 持つか否かも知ることができるはずであった. 先に述べたように、FVOは貧民の自立支援を 任務としており、こうした支部委員会の審査に より、その見込みのない者は公的救貧に、公的 救貧の対象者とみなされない者でも自己の対応 能力を超えるとか、より専門性の高いケアを必 要とすると判断された場合は、他の慈善団体に まかせられた. そして, 慈善調整協会自身が救 済すべきと判断した対象者については、それぞ

第2表 FVOの救済活動 (1901-1920年)

年	仕事の 提供・斡旋		援助	压走 ,一	住宅提供		2 m H.	-1	
		現金貸付	現金授与	現物供給	医療・ケア	市内	農村	その他	計
1901-02	190	94	815	673	174	13	87	27	2,073
1902-03	235	81	925	565	156	21	115	29	2,127
1903-04	220	89	855	657	189	19	124	85	2,238
1904-05	271	105	904	639	213	8	185	103	2,428
1905-06	203	98	1,045	773	162	5	225	81	2,592
1906-07	154	71	942	602	113	15	143	72	2,112
1907-08	148	81	849	552	90	14	158	70	1,962
1908-09	185	130	1,118	711	119	9	173	112	2,557
1909-10	205	115	1,102	675	171	7	245	139	2,659
1910-11	227	156	1,174	735	179	17	177	117	2,782
1911-12	198	88	909	675	101	12	142	130	2,250
1912–13	175	98	994	620	132	19	147	教育 41 年金 20	2,32
1913–14	156	77	1,032	706	97	4	156	他 78 教育 46 年金 10	2,39
1914–15	260	63	1,114	1,128	88	10	112	他115 教育 11 年金 5	2,96
1915–16	220	82	1,170	1,185	79	7	144	他173 教育 27 年金 5	3,08
1916–17	124	30	1,020	713	43	145		他 166 教育 29 年金 5	2,20
1917–18	121	44	1,638	1,200	81	242		他 92 教育 10 年金 6	3,443
1918-19	54	64	1,739	1,144	78	148		他 101 教育 15 年金 7	3,31
1919–20	81	51	876	578	29	102		他 68 教育 15 年金 1 他 21	1,754

数値は各年度の F.V.O. årsberättelse による.

れのケースに相応しい救済内容とは何かが検討された.以上の他,そもそも救済を必要としないと判断するケースも出てくることは言うまでもない.

3) 救済

FVOが自ら救済を行う場合,第2表に見るように,大きく分けて5種類の救済方法があった.第2表は,年次活動報告書で比較対象可能

な数値(件数)がわかる1901年から20年まで を対象とした。

第一に仕事の提供である。FVOのモットーの1つは、「喜捨ではなく仕事 (arbete i stället för allmosa)」であり、貧民の自立のためにこの救済方法を最も重視したと考えられる。中央事務所では、当初から特別の部局 (kommissionsavdelning)を設け、労働紹介事業を行った。例えば1891年夏からの1年間で54件の店

員・女中などの常勤職の他、200件以上の臨時 職の労働紹介を行ったと報告されている. 臨時 職のうち150人が農村での季節労働であった (Årsberättelse 1891-92, s.6). 1907年から市が 公的な労働紹介事業を行い、この面でのFVO の役割はそれに吸収されていくが、それまでに FVOが果たした役割は大きかったと思われ る.²⁷⁾ その上、特に不況期には、毎年繰り返さ れる冬季の季節的失業に加え、新たに職を失う 者が増加する. その対策として, FVOは, 市 の財務局 (drätselnämnd) と交渉し、救済事業 の拡充に努めた. 具体的には、道路建設のため の敷石を得るため石を砕く作業 (makadamslagning) などである. 1890年から1891年の1 年間に、市との関係でのべ1,056人、最高同時 に376人に仕事を与えたと記録されている (Årsberättelse 1890-91, s.4). 雇用の創出のた め, 市のみではなく, 他の慈善団体との交渉も 行われた. 例えば、同じ時期にホームレスを救 済対象としていた団体「困窮者の家 (Hemmet för elände)」(1882年設立)と協力して、45人 分の薪わり(vedsågning)の仕事を得ている. これに関連して特筆すべきなのは、1892年1月 からスターズ・ミッション (Stockholms stadsmission)という慈善団体から労働施設を借り 受け、運営したことである. この施設は、貧民 に一時的に住む場所を与えると同時に、働く機 会を与えることを目的とした施設であった. 1893年の1年間で144人の男性を受け入れ, 13,528日分の仕事を提供している(FVO, 7/5, 1894, §4). その少なからぬ部分が, 釈放され た囚人であった (FVO, 21/6, 1894, §4). しか し,経営は大きな赤字を抱え,賃貸料の負担に 耐えかね、1895年には事業の停止をせざるを 得なくなった (FVO, 13/5, 1895, §7). 次に述べ るように、中央事務所では、様々な援助活動を 行ったが、その中での現物援助には、ミシン (symaskin) などの道具や原料の供与・貸与も 含まれていた. その規模はわからないが、こう した救済形態も仕事の提供に含めてよいである う. 例えば, 未亡人ヘルストレーム(V. A. Hellström)に洗濯屋を営むために手回し式脱水機 (mandel) の貸与が決められている (FVO, 25/10, 1897, §10). その他, スロイド部会の活動も仕事の提供に含めるべきであることは言うまでもない. 例えば, 1890年夏からの1年間では約200人のお針子 (sömmerskor) と30人の仕立て屋 (skrädderi) に仕事の提供を行っている (FVO, 10/8, 1891, §2).

第二に援助 (understöd) である. これには. 現金の貸付, 現金給付, 現物(食糧・衣服・燃 料など) 給付といった3つの形態があった. 支 部のプロトコールは残されておらず、執行部で 審議される救済は、原則として支部で決定でき なかった援助額の大きなものが対象であるの で,件数も限られている.28) したがって,執行 部のプロトコールからは、どのように審議さ れ、如何なる救済が与えられたのかを窺うこと は難しい. しかし、そこで扱われた限られた ケースでいうと、現金貸付については、例え ば、主婦パーション (Ch. Persson) が店を開店 するため (FVO, 12/9, 1892, §8) に, あるいは 主婦ペタッシューン (A. K. Pettersson) が2人 の息子をアメリカに行かせるため (FVO, 27/2, 1893, §7) に資金が貸与されている例とか, 学 生シェーリング (T. N. Schaering) に卒業まで の資金が貸し付けられている例(FVO, 19/1, 1901, §8) が挙げられる. 未亡人エリクソン (M. C. Ericsson) にアメリカの兄弟の下に息子 とともに行く資金を与えているケース (FVO, 16/10, 1899, §5) は, 現金給付の例に分類され る. 現物の給付の例としては、例えば、失業者 の救済活動の一環として,一般保護協会のクン グスホルム支部の炊き出し事業に協力している ことが挙げられる (FVO, 14/3, 1892, §2).

第三に病人や負傷者に対する医療やケアの提供である。執行部では、この形態の救済についての議論は殆ど行われていない。しかし、プロトコールからは、例えば医師ヴィレス(A. Willes)が中央事務所の依頼により、無償で貧民の家を訪れ治療を行ったことがわかる。その功績により、1905年に彼は招待会員になって

いる.²⁹⁾ 年次活動報告書では、虚弱であるとか病気である貧民およびその家族に温泉治療や田舎でのリクリエーションの機会を提供していることが記されている。例えば、1895年の夏には、FVOの支援の下で7人の男性と21人の女性が温泉治療をした。その他、5人の男性、18人の女性、31人の子供が農村での健康回復の機会を与えられている(Årsberättelse 1895–96、s.6)。中央事務所の管轄以外では、前述した児童保護施設がこうした活動の担い手として挙げられるであろう。

第四に住宅の提供である。執行部のプロトコールから具体的にどのようなケースに対し如何なる住宅の提供が行われたのかは窺うことはできない。しかし、住宅不足や住環境の劣悪さは、FVOが貧困の原因として非常に重視した問題であった。この問題については、次項の貧困の予防のための活動の中で議論することとする。

最後に、少数であるが以上の4つの方法に分 類されないその他の救済方法が存在した. 例え ば、子供が対象となる場合、里子に出すという のがここに含まれる. 当時, 身寄りのない子供 (多くは私生児)は、教区の救貧審議会により 最も安い費用で引き取ってくれる家庭に「競売 (utauktionering) | に出されたり、救貧院に収 容されたりすることが一般的であった. 金銭目 的で引き取る里親の下での環境は非常にひどい もので、子供の死亡率も高く、19世紀末葉に は社会問題となっていた.300 それに対し、 FVOの活動は、しばしば経済的のみならず道 徳的な問題を抱えた都会の貧困家庭の劣悪な環 境ではなく、そのような「競売」や救貧院を避 け、自然に恵まれた農村で安心してまかせられ る里親の下で、子供を健全に育てられるように するのが目的であった. 年次活動報告書によれ ば、毎年60、70人前後がFVOにより里親に出 されていた. しかし, 1902年に里子法 (lagen om fosterbarns vård) が成立し、里親に対する 公的機関による監督が導入されると、この活動 は次第に縮小していった.31 その他, FVOに は次第に様々な大口の寄付が集まり, FVOは それぞれを基金として管理することとなるが, その基金の多くは, 例えばお針子が老齢になった時の年金のためというように, 寄付者により特定の種類の貧民に年金を与えるよう運用方法が定められていた. そうした年金の給付の決定もここに分類される. 後には, 年次活動報告書では, 若者への教育機会, 特に職業教育の機会の提供が別枠として取り上げられるようになるが, 第2表ではそれも「その他」の項目に含めておく.

4) 貧困の予防

FVOは、中央事務所に来て救済を求める貧民のみを対象としたわけではなかった. むしろ救済を求めるようになる状況を防ぐことも重視した. 何らかのきっかけで貧困に陥る前にその要因を取り除くことが重要であると考えられたのである. とりわけ、テルンの研究に見るように、FVOにとり、高額な家賃や劣悪な住環境といった住宅問題は、貧困に陥る契機となる重大な問題であった. また、それは経済的な問題であるばかりではなく、肉体的にも道徳的にも悪影響を住む者に及ぼすのであった. テルンによれば、そうした認識は貧民の家への訪問・調査によって強まったものであった. 320

FVOは、1893年クングスホルムに不動産を借り、貧民のための住宅として運用することを決定した(FVO、10/4、1893、§3). しかし、建物が余りに老朽化していたため、改修コストがかかりすぎ、95年の秋には事業は頓挫してしまった(FVO、28/10、1895、§8). その後も同様の試みは行われたが、うまく行かなかった(FVO、12/2、1900、§5). また、当時、協同組合方式で貧民向けの住宅を供給しようという動きが起こっていた。1897年にストックホルム住宅協同組合(Stockholms kooperativa bostadsförening)が設立されると、それに1万5千クローネを無利子で貸与し、その後も様々な援助を与えた、 33

とはいえ, 事態は全く改善の動きを見せてい なかった. FVOは、1897年に各支部委員会に 住宅状況の調査を命じた(FVO, 8/11, 1897, §7). こうして各教区で再開発などのためにど れだけの賃貸住宅が壊される見込みであるの か. その一方でどれだけの賃貸住宅が新たに供 給の予定であるかが調べられた. その結果, 年 末には後者を考慮しても数百人の者の住む場所 が奪われる見込みであることが判明し, 市の財 務局に訴え、臨時住宅の建設を求めた (FVO, 27/11, 1897, §3). 人口の増大に住宅供給が追 いついていない状況の中で、短期的に大きな住 宅不足が生じることが判明したのである. しか し、訴えは受け入れられなかった. 財務局は市 が所有している空き地を1年間提供するので, あとは民間にまかせるとの返答であった (FVO, 10/1, 1898, §8). そのため,翌年の2月 にFVOの執行部メンバーにより株式会社廉価 住宅 (Aktiebolaget Billiga Bostäder) が設立さ れ、バラックの建設が進められることとなる (FVO, 14/2, 1898, §6). しかし, 住宅問題の根 本的な改善にはつながらなかった.

1901年にもFVOは1897年と同様の調査を行い、事態の深刻さを再認識した(FVO, 28/1, 1901, §3; FVO, 11/3, 1901, §4). 翌年に市議会で住宅問題が議論されると、FVOは市議会に書状を送り、貧困の大きな原因が住宅問題であることを強調し、市による積極的な住宅建設を求めた(FVO, 24/11, 1902, §5). 住宅問題が大きな社会問題であり、公共による大規模な住宅建設が必要であるとの認識は、その後社会事業中央連盟などに引き継がれ、公権力と民間との協力関係がそこで模索されることとなる. 340 テルンは、住宅問題の社会問題化を促した主要因としてFVOの活動を位置づけている. 35)

他の予防活動として移動貯金 (Vandrande sparkassan) も見逃せない. 1899年にイギリスの "friendly visiting"をモデルとして, モンテリウスが提案して実行に移されたものである (FVO, 23/1, 1899, §5). 家庭や職場を定期的に巡回し, 1884年に設立された少額貯蓄を目的

とした郵便貯金銀行 (Postsparbanken) への貯金を集めた. 例えば、1903年夏からの1年間では、活動に42人の者があたり、1,005人から7,573クローネ余りの貯金が集められた. それらの預金者は126世帯、24の職場にわたって存在していた. 360 しかし、活動は第一次大戦期から停滞し、預金者も預金を集金するボランティアも集まらなくなった. そこで1920年には、郵便貯金銀行独自の預金獲得活動が展開してきていることや、学校でも貯蓄推進のキャンペーンが行われていることを理由に、事業は解散されることとなる (FVO, 8/11, 1920, §7).

- 25) FVO, 17/12, 1889, §4. 調査用紙の書式は, 1891年に定められている. FVO, 22/9, 1891, §6.
- 26) Montelius, Agda, "Första afdelningen Råd och anvisningar för nybörjare i hjälparbetet i Stockholm", F.V.O. Handbok för fattigvårdsintresserade, Stockholm 1911, s.28–34. モンテリウスが書いたハンドブックの第1部は、翌年に独立した書物として発行された。Montelius, Agda, Hjälpare. Råd och anvisningar för fattigvårdsintresserade, Stockholm 1912.
- 27) F.V.O. 20 år, Stockholm 1909, s.11.
- 28) 例えば、100クローネ以上の援助申請がなされた場合、執行部で審議することとなっていた. FVO、22/10、1894、§3.
- 29) FVO, 4/12, 1905, §8. その他, FVO の活動に協力していた医師として1892-93年の年次活動報告書にはビョルクンド (Thom Björklund) の名前も見られる. Årsberättelse 1892-93, s.5.
- 30) Pettersson, Ulla, Från fattigvård till socialtjänst. Om socialt arbete och utomparlamentarisk aktivitet, Lund 2011, s.37.
- 31) F.V.O. 100 år, s.14.
- 32) Törn, a.a., s.139.
- 33) 例えば, FVO, 29/3, 1897, §2; FVO, 14/2, 1898, §6; FVO, 26/9, 1898, §6.
- 34) 例えば、1904年にストックホルム市は、市議 会議員のリンドハーゲン (Carl Lindhagen) や技 師イグベリィ (Herman Ygberg) のイニシャティ ヴの下にエンシェーデ (Enskede) の土地を購入 し、住宅開発をすることを決定した。ここは、ス

ウェーデン初の田園都市 (trädgårdsstad) となる. このような田園都市建設に社会事業中央連盟は, 積極的に関与していくこととなる. Mörner, Georg, *Ljus och luft. Herman Ygberg-stadsingenjör* och stadsplanerare, Stockholm 1997 を参照.

- 35) Törn, a.a., s.150-151.
- 36) Årsberättelse 1903–04, s.15.

5. 慈善の調整

1) 社会事業中央連盟の成立までの慈善の調 整

FVOによる慈善の調整は、まずは救済活動で相互に助けあうことが進められた。第3表に見るように、他の慈善団体や公的救貧から救済を打診される一方、中央事務所に申請した貧民の救済を他の慈善団体や公的救貧にまかせることが行われたのである。

また, 先に言及したモンテリウスの議論に見 るように、団体間を渡り歩き、重複して救済を 得る者がでる一方, 勤勉であるのに貧困のまま 苦しむ者が取り残されるといった不公平な事態 を防ぎ、社会に存在する諸資源を有効に活用す るために, 貧民に関する情報での協力は重要で あった. そうした情報は、実際の救済活動で助 けあう上でも重要であった. 先に触れたよう に、こうした面で、真っ先に両者の面でFVO と協力関係に入ったのが一般保護協会であっ た. また, 公的救貧との協力関係も, 例えば支 部委員会のメンバーとして公的救貧関係者を受 け入れることで進展した. 支部委員会での救済 の審査には、一般保護協会や公的救貧関係者の 貧民に対する知識や救済を行ってきた経験が活 用されたのである.

さらに、1890年10月からは、ストックホルムの各教区の牧師との交渉が進み、翌年6月には教会はFVOの活動を支援することとなった(FVO、21/10、1890、§5; 12/6、1891、§9). そうした動きを受け、各教区の救貧審議会のレベルでも、1892年にはヤコブおよびヨハンニス(Jacob och Johannis)教区とアドルフ・フレド

リック (Adolf Fredriks) 教区が、公的救貧の情 報をFVOに提供することとなった(FVO, 24/10、1892、§9). このように教区単位で情報 提供がなされた背景には、市全体の救貧給付に 関する情報を統括するシステムが成立していな かったことがあると思われる.³⁷⁾ 1897年には、 アドルフ・フレドリック教区の教区牧師のイニ シャティヴで教区内のあらゆる民間慈善団体間 の協力を実現するための会議が開かれたが、具 体的な成果は得られなかった(FVO, 27/9, 1897, §2; 4/10, 1897, §2; 25/10, 1897, §8). しか し、第3表の(e)に見るように、貧民の情報は 確実に蓄積され、中央事務所には、設立10年 後(1899 年末)には10,800 件(Årsberättelse 1899-1900, s.4), 20 年後 (1909 年末) には 16,800件, 25年後(1914年末)には20,529件 の貧困家族または個人に関する情報を有してい た.

このほか、FVOが活動を展開する中で、個 別具体的な問題で他の慈善団体など自発的団体 との協力関係が進展した. 例えば、貧民への住 宅供給では「困窮者向け住宅財団 (Stiftelse Hemmet för elände) | (FVO, 18/7, 1890, §7) と, 医療やケアとの問題では「貧民家庭での医 療協会 (Föreningen för sjukvård i fattiga hem)」 (FVO, 28/4, 1890, §3), 季節労働者の失業問題 では「失業者救済協会 (Föreningen "hjälp de arbetslösa")」(FVO, 18/12, 1893, §7)との協力 関係が成立した. 釈放された囚人のケアについ ては, 国家の刑務局 (Fångvårdsstyrelsen)との 間で協力関係が検討されたが、具体的な成果を 出すには至らなかった (FVO, 24/1, 1898, §6). 貧民の飲酒問題では禁酒運動 (IOGT) との協 力関係が進展した. 飲酒は貧困につながるのみ ならず、家庭の精神的・道徳的状況を悪化させ る重大な問題と見なされた. その上, アルコー ル中毒者の救済には特別な対応が講じられるべ きであるとも考えられたのである(FVO, 25/1, 1892, §3; 28/3, 1892, §6).

1900年3月には、モンテリウスの発案で、ストックホルムにおける貧困問題に関わる諸団体

第3表 FVOの救済活動と慈善の調整 (1900-1920年)

年	(a) 援助申請者数	援助申請者	援助申請者	うち初めての申	外部よりの紹介			(b) 申請採択者数	(c) 却 下	本人の救済拒否	再検討中	外部への紹介			自助を促す	(d) 次年度検討	(e)貧民情報登録件数
		請者	公的救貧	他 団 体	個人より					公的救貧へ	他団体へ	個人へ					
1900-1901	2,478	746	24	129	740	1,712	739	67		131	45	22		27			
1901-1902	2,588	777	19	116	739	1,579	986	31	28	122	57	33		23			
1902-1903	2,436	622	11	153	558	1,604	809	24	20	134	48	32	551	23			
1903-1904	2,458	684	18	286	461	1,685	761	29	55	135	38	24	480	12			
1904-1905	2,557	784	21	159	553	1,801	738	26	52	133	40	21	446	18			
1905-1906	2,790	682	19	82	633	1,961	822	21	28	71	21	9	662	7			
1906-1907	2,338	585	6	47	676	1,600	730	30	36	83	26	9	546	8			
1907-1908	2,302	583	14	68	408	1,581	719	37	24	89	28	5	536	2	15,800		
1908-1909	2,944	866	18	51	595	1,973	971	49	29	128	30	5	730	0	16,800		
1909-1910	3,020	808	25	95	599	2,082	937	39	26	140	30	8	684	1	16,800		
1910-1911	3,345	1,077	13	98	697	2,129	1,216	44	46	183	37	9	897	0	18,360		
1911–1912	2,917	668	10	144	777	1,709	1,200	42	32	143	56	22	905	8	19,026		
1912-1913	2,774	728	18	160	710	1,719	1,053	32	47	102	34	11	827	2	19,749		
1913-1914	2,877	782				1,827	1,050	40	31	95	36	4	844	0	20,529		
1914–1915	4,092	1,280				2,326	1,762	49	86	176	157	4	1,290	4	21,803		
1915–1916	3,667	940				2,311	1,353	40	74	134	64	4	1,037	3	22,738		
1916-1917	2,603					1,706	897	27	32	170	_	_	668	0	23,329		
1917–1918	3,692					2,625	1,051	31	49	207	_	_	731	16	23,516		
1918–1919	4,335					2,992	1,340	20	42	290	_	_	983	3	24,016		
1919-1920	2,039					1,486	553	4	18	102	_	_	429	0	24,000		

数値は各年度のF.V.O. årsberättelseによる.

を招いて相互の協力関係を検討する会議が開かれた。貧民の情報に関わることのみではなく、貧困問題そのものの理解や情報・具体的な取り組みなどで相互に経験を交換しあうことが重要であると考えられたのである(FVO, 12/3, 1900, §5). そこでは何の成果も得られなかったが、その後も相互の協力関係を発展させる努力は続けられた。そうした取り組みの中で、FVOのみではなく、他の団体も相互協力についての認識を高めていった。380 こうして、1903年2月に様々な社会問題に取り組む諸団体間の相互協力をテーマにした会議が開かれ、社会事業中央連盟の成立につながることとなる。社会事業中央連盟は、「社会の各階層に社

会問題についての関心や知識を喚起し、重要な社会問題の解決のための協力を実現していくこと」を課題とした。したがって、扱う問題は貧困や救貧の問題に限らず、都市問題や農村問題、禁酒問題、労働問題など広く社会問題全般に及んだ。このような団体は、恐らくFVOの救済や貧困予防のための諸活動を通じた他の団体との協力関係の模索がなければ成立しなかったとも考えられる。39)

2) 公的救貧の改革

ここでFVOの活動と直接的な関わりはないが、FVOの1890年代に行われたストックホルムの公的救貧の改革への影響について触れてお

くこととする. 1890年代に入り、ストックホ ルムでは公的救貧システムの弊害が強く認識さ れていた. 前述したように、救貧受給者も救貧 支出も増大していた、そのため、既存の制度が 非合理的で非効率であるとの批判が強まったの である. 1894年には、市議会によって制度改 革のための調査委員会が選任されることとな る. 40) 議長は、ストックホルム主席牧師 (pastor primarius) であるフェール (August Fehr) が務めていたが、まもなく国会第二院議員でも あるハミルトン (Hugo Hamilton) 伯爵がこれ に代わった. 委員会メンバーの中で実質的に議 論を主導したのが、幹事 (sekreterare) となっ たリンドブロムであった、彼は、先に見たよう に、FVO創立メンバーの1人で、モンテリウ スの前に中央事務所の所長を務めていた人物で ある.

1862年の自治体改革により、行政の世俗化 が一気に進められた. ストックホルムでは64 年に改革が実施され、教区の下に置かれていた 救貧は、教区から独立した組織を持つようにな り, 教区の救貧部会(fattigvårdsdirektion) は 救貧審議会と呼ばれるようになった. 同時に, そのメンバーを従来のように教区が決めるので はなく、ストックホルムの救貧行政を統括する 市の救貧委員会が任命するようになった. その 後1878年には、それまで無給の貧民監督員に よって貧民の調査が行われていたのだが、それ に代わって有給の戸籍管理員 (roteman) が行 うようになった. 戸籍管理員の本来の職務は, ストックホルム市在住者あるいは移住してきた 者の戸籍管理を行うことであったが、同時に救 貧のニーズを確認し、与えられた救済を管理す る役割も担うこととなったのである.彼の調査 に基づいて、救貧審議会は救済の可否を判断し た. 地域住民についての知識に詳しい戸籍管理 員の属性を救貧行政に活用しようとしたのであ る.41)

しかし1890年代に問題になったのが、まず 救済の決定権 (特に院外救済) は基本的に各教 区にある救貧審議会が持っているので、教区間 に統一的・整合的な基準が欠如していたことである.⁴²⁾ また,戸籍管理員は,本業に忙しく救貧の業務に割ける時間やエネルギーはわずかであり,また救貧行政に関しては本来素人であるということであった.そのため,救貧財源が限られている中で,救貧需要が増大しているのにもかかわらず,救済が与えられるのに相応しくない者に多く与えられ,真に救済を必要としている者に救済が行き届いていない状況がますます深刻化していると認識されたのであった.⁴³⁾

調査委員会は、こうした状況に対し、貧者の 実態を正しく把握し、適切な救済を合理的な基 準の下に与えること. そしてそれを限りある資 源を有効かつ公正に活用することにつなげるこ とが必要であることを強調し, 救貧監督官 (fattigvårdsinspektor) の設置を提案すること となる.44) 救貧監督官は、市全体の救貧行政を 管轄し、行政における統一性・整合性を実現す る役割を負った.また,戸籍管理員の活動を指 導し,必要に呼び出して調査の内容を問いただ す権限も持っていた. この新しい役職に任命さ れたのがリンドブロムであった. この時の改革 で戸籍管理員による調査を廃止することはでき なかったが、市の救貧委員会には14人の常勤 の査察官 (tillsyningsman) が雇用されることに なり、彼らが次第に戸籍管理員の役割を吸収し ていくこととなる.45) FVOが民間慈善での調 整を進める一方で、公的救貧の方でもFVOの 中心人物が主導して調整が進展していたのだと いえよう.

3) 登録事務所

1907年11月の年次総会でモンテリウスが、公的救貧と民間慈善の間の協力について講演を行った。それをめぐる議論の中で、当時社会事業中央連盟の幹事であり、また市議会議員でもあったフォン・コック (G. H. von Koch) が、市の救貧委員会に働きかけ、相互協力の発展可能性について検討することを提案した (FVO、28/11、1906、§4). 翌年1月に正式に市議会に書状を送り、救貧委員会との協力関係の検討を要

第4表 FVO登録事務所の登録状況

年度	1911-12	1912-13	1913–14	1914-15	1915–16	1916-17	1917-18	1918–19	1919–20
協力団体・基金数	76団体	81団体・	91団体・	91団体·	92団体・	96団体・	100団体・	104団体・	105団体・
上記団体・	および基金	427基金	457基金	478基金	484基金	484基金	507基金	524基金	566基金
上記団体・ 基金よりの 援助受給者数	6,645人	6,967人	7,387人	7,816人	8,063人	8,332人	8,414人	8,373人	8,491人
援助支配有数 個人カード数 (12月31日時点)		9,639人分	13,903人分	17,167人分	29,252人分	35,520人分	41,694人分	47,809人分	52,206人分
証明書発行件数	216件	472件	177件	399件	209件	213件	498件	256件	937件
情報を紹介した 者の人数	921人	2,427人	4,279人	7,476人	9,787人	15,168人	17,766人	18,105人	18,767人

数値は各年度の F.V.O. årsberättelse による.

請した (FVO, 14/1, 1907, §10). そして4月に 市救貧委員会と FVO 双方の代表からなる調査 委員会が結成されることとなった (FVO, 8/4, 1907, §4). 当初, 委員長を務めていたのが 1905年から FVO の二代目会長となった最高裁 判事 (justitieråd) シルヴェッシュトルペ (Carl Silverstolpe) であったが, 発足後間もなく 1907年の10月にはフォン・コックに代わった (FVO, 14/10, 1907, §10). こうしてまとまった 協力案を1908年6月にフォン・コックは市議会に動議として提出することとなる. 協力案の 具体的な中身は,登録事務所の設立であった.

登録事務所とは、公的救貧の受給者や民間慈 善の救済受給者の情報を集約し共通のデータ ベースを作ることにより、公的救貧と民間慈善 相互で情報を融通しあうことを目的としたもの である. 先に述べたように、FVOは既にいく つかの民間慈善団体とも, いくつかの教区では 公的救貧との間に貧民の情報をやりとりするこ とを進めていたが、こうした情報交換のネット ワークを広げ、さらに組織的にすることを目指 したのである. また, 先述したように, ストッ クホルム全体の公的救貧受給者に関する情報を 統括する機関が存在しない中で、登録事務所は そうした機関として機能するはずであった. 公 的救貧行政の整備を進める上でも登録事務所の 設立は大きな意味を持ったわけである. このよ うにして公的救貧と民間慈善・民間慈善相互間 の分業・協力関係が一層進展することが期待さ れた. 46) 実際, 1910年に市とFVOの間で合意 が形成され、登録事務所は、情報の管理や組織の運営をFVOが行う一方、市はFVOに毎年補助金を与え、なおかつ会計監査員を任命するという形で発足することとなった。1911年7月にオープンし、その年のうちには76の基金や諸団体からも情報が寄せられることとなった。記録カードには、本人の氏名・出生年・住所・出生地・公的救貧や民間慈善のどのような救済をどれだけいつ受けたかの記録の他、本人以外の家族全員についての救済受給情報もまとめられるようになっていた。47)設立後の情報集積の状況については、第4表を参照されたい。

こうして成立した登録事務所であるが、その 後、そこに集積された情報は様々な形で利用さ れることとなる、まず、第一次世界大戦が勃発 すると、スウェーデンは参戦しなかったが、す ぐに国防を強化するために大量の軍事動員を実 施した. 政府は、この動員のために残された家 族が困窮におちいる可能性に配慮し、それを防 ぐための援助を検討した. ストックホルムにお いては、市は、こうした動きを受けて援助の必 要のある家族を特定し、援助を配分するために FVOに協力を求めた.⁴⁸⁾ FVOは、これに登録 事務所の情報を活用することで応えたのであ る.49) さらに同年9月に、政府は、戦争の影響 で失業者が増大し、社会不安が助長されること が懸念されたため、戦時援助の対象を失業者に 拡大することを決定した.500 市はこれを受け て、援助対象者としては、15歳以上で労働能 力があり、1914年に救貧施設に収容されてお

らず、同年8月1日より家族を含めて院外救済を受けていないことや公的労働紹介所で仕事を求めても得られなかったことなどの受給条件を設定し、この事業に取り組むこととなる. $^{51)}$ この援助事業でもFVOは協力を求められ、その登録事務所が利用されることとなった. $^{52)}$ 一方、このような戦時の援助活動のため、市ではそれらを統括する組織として中央援助委員会(Centrala understödskommittén)を設立したが、FVOからは当時中央事務所所長であったヴェドベリィ(Ebba Wedberg)等が委員となり、その運営に参加している(FVO、1/9、1914、§3).

他方、1913年にスウェーデンでは国民年金 (Folkpension) 法が成立した. この世界で最も 早く全国民を対象とすることを標榜した社会保 険は、拠出に基づく部分と税に基づく付加部分 の2つの部分からなっていた.しかし,拠出に 基づく部分の支給水準は低く、多くの者がそれ だけでは生活できなかった. もう一方の付加部 分を受給するには、公的救貧と同様に困窮し自 活し得ないことが条件となった.53) それゆえ, 年金行政には資力調査が不可欠となってくる. 他方では、民間慈善の方でも公的年金を受給し ているか否かは貧民の救済を検討する際に不可 欠な情報となった. そこで、1915年11月にス トックホルムの年金局 (pensionsnämnder) は、 FVO登録事務所にストックホルムに税登録し ている国民年金受給者の情報を与える代わりに その貧民に関する情報を利用するという協力関 係を提案し、FVOはこれを受諾した(FVO、 8/11, 1915, §4).

さらに、1915年にストックホルムの初等教育局(folkskoledirektionen)は、貧困児童に給食を無料で配給する政策(skolbespisning)を打ち出した。これが、まもなく5月の市議会で承認され、予算がつくこととなる.⁵⁴⁾この時も実施に際して頼りにされたのが、FVOの登録事務所と中央事務所であった.⁵⁵⁾児童の家庭による申請を受け、貧困状況を調べ、受給資格があるかどうか検討する作業を登録事務所と中央事

務所が請け負うこととなったのである. 具体的には登録事務所の情報で不足する場合は、中央事務所により調査が行われた(FVO, 17/1, 1916, §11). この活動は、1946年の学校給食無料化実施の時まで続けられることとなる. 56) また、これは戦争終結後にもかかる事柄であるが、1918年にはスウェーデンでもスペイン風邪が猛威をふるった。ストックホルムでは、11月にフォン・コックの動議によりスペイン風邪に感染したために経済的に困窮した本人や家族に対する援助を決定した。そこでも援助受給の資格調査を担うものとして駆り出されたのが、FVOの登録事務所と中央事務所であった(FVO, 5/11, 1918, §6).

こうしてFVOとその登録事務所は、国家や自治体の様々な社会政策を下支えし、その展開を実現可能なものとしていった。20世紀初頭の社会政策は、このような公と民との間の協力関係ぬきでは語れないものであったと思われる。

4) 情報や経験の交換

先に言及したモンテリウスの議論に見るように、慈善の調整には、貧民に関する情報のみではなく貧困問題や救貧に関する情報や経験の交換も重要な要素であった。FVOのこの面での活動は、パンフレットや講演・活動レポートの出版に代表されるであろう。

FVOは、設立間もなくリンドブロムのパンフレットを発行した。しかし、自ら発行したパンフレットはわずかな数に留まった。とはいえ、年次総会の際に行われた多くの講演が、FVO以外の団体やそれが発行する雑誌においてパンフレットや雑誌論文の形で公刊されている。57)その一方で、1892年に、『中央事務所活動レポート』を年3-4回の頻度で定期刊行物として発行することを決定した(FVO、14/11、1892、§9)。現在ストックホルム市の文書館には刊行されたものの一部しか残されていない。しかし、それらを見ると、中央事務所の活動のみではなく、内外の慈善や社会事業に関する

様々な記事や論文が毎号掲載されていたことがわかる。例えば、1895年の4月号では、モンテリウスによってイギリス慈善調整協会が、⁵⁸⁾ 1906年の4月号ではエヴァ・パウリ(Eva Pauli)などによってイェーテボリィ(Göteborg)やコペンハーゲンなど内外の様々な慈善の調整の試みが紹介されている。⁵⁹⁾

第一次大戦期までのFVOの出版活動を集大 成するのが、ストックホルム市の資金援助を得 て実現した1911年のハンドブックの発行であ ろう. 500 頁近くの大部なもので、ストックホ ルムにおける救貧活動に関心を持つものを対象 としている.全体は3部に分かれ、第1部は、 先述したように、モンテリウスが執筆した救済 活動の実際を扱った部分である。第2部は、 1871年救貧法以後の、国およびストックホル ムの救貧活動の法的・制度的枠組みについての 解説である. 第3部が、ストックホルムに存在 する慈善団体や施設を6つのグループに分類 し、それらの組織や活動を紹介した部分であ る.60) その年の年次活動報告書によれば、登録 事務所が救済を与えられる貧民の側の情報を概 観可能としたものであるのに対し、ハンドブッ クは救済を与える側の情報を概観可能とするも のと位置づけられていた. そして両者があい まって慈善の調整の基本的前提となるのであっ 72.61)

- 37) F.V.O. 50år, Stockholm 1939, s.4.
- 38) 例えば、1903年1月には、「学生と労働者協会 (Föreningen "Studenter och arbetare")」の主催で 住宅問題に関する会議が開催され、FVOも参加 している。FVO、19/1、1903、§10.「学生と労働者 協会」はFVOとともに社会事業中央連盟の成立 や発展に大きな役割を果たしている。Lundquist、 Lennart, Fattigvårdsfolket. Ett nätverk i den sociala frågan 1900–1920, Lund 1997, s.81, 85.
- 39) 社会事業中央連盟の成立過程については、 Bokholm, a.a., s.135-136 も参照されたい.
- 40) Fattigvårdsnämnden Sekreterare-Expeditionen, F1:2 Kommitté rörande fattigvårdens omorganisation, protokoll (以下Kommittéと略記),

24/9, 1894.

- 41) スウェーデンは、世界で最も早く人口の全数調査を実施した国であるが、それは国教会の組織を利用して初めて実現可能となった、教会が戸籍を管理する制度は1990年代まで続く、しかし、ストックホルムでは人口の急増のために教区教会がこれを担えず、1878年から有給の官吏である戸籍管理員が代わって行うようになった。スウェーデンの人口統計制度については、拙稿「スウェーデンにおける人口統計の生成一教区簿冊と人口表」安元稔編『近代統計制度の国際比較』日本経済評論社2007年を参照。戸籍管理員については、Thullberg、Per、"Rotemännen som socialsekreterare"、i: Studier och handlingar rörande Stockholms historia、Nr.6、Stockholm 1989を参照。
- 42) Kommitté 18/1, 1895, §3; 15/11, 1895, §2.
- 43) Kommitté 2/11, 1894, §1; 25/10, 1895, §2; 25/10, 1895, §3. 戸籍管理委員を主要な担い手とするストックホルムの救貧行政に対する同時期の問題点の指摘として, Oxenstierna, Bengt, Stockholms stads fattigvård. Grundvillkoret för dess rationella ordnande. En studie och en kritik, Stockholm 1898, Kap. IVを参照. この本の著者も, 1898年に執行部補欠メンバーとなっているFVOの主要メンバーである. FVO, 23/5, 1898, §4.
- 44) Kommitté 6/12, 1895, §2; 30/9, 1897, §2-4.
- 45) Thullberg, Signe, a.a., s.41. 市の教貧委員会のメンバーも基本的にボランティアであり、専門の行政職である教貧監督官の設置は救貧行政の専門化・官僚制化を進める大きな一歩となったと考えられる.
- 46) このような登録事務所の位置づけについては、 Årsberättelse 1908-09、s.22-25.
- 47) Årsberättelse 1910-11, s.6-12.
- 48) Stockholms stadsfullmäktige, protokoll, 18/8, 1914, §3. 当時のストックホルム知事は元首相で FVO会長でもあったラムステッド (Johan Ramstedt) であった. このことがこうした市の動きの背景にあったとも考えられる.
- 49) FVO, 1/9, 1914, §3. 国会では, 9月14日に提案され, その日のうちに両院で可決されている. 議会での可決前に政策の実施が既に具体化されていたわけである. Riksdagens skrivelse Nr.265, Angående familjeunderstöd åt sådant stamanställt

manskap, som fullgör tjänstgöring till rikets försvar, i: Bihang till Riksdagens protokoll år 1914, 14de samlingen. 3je bandet.

- 50) 9月25日に両院で可決された. Riksdagens skrivelse Nr.283, Riksdagens skrivelse till Konungen, i anledning av Kungl. Maj:ts proposition angående anslag för understödjande av arbetslösa, i: Dens.
- 51) Stockholms stadsfullmäktige, protokoll, 4/11, 1914, §5; Dens., Bihang Nr.161. これは政府の同年 9月での決定を受けて市が決めたものである.
- 52) FVO, 30/11, 1914, §8; 12/6, 1915, §10. FVO は、そうした協力の代わりに市より補助金を得ている。しかし、年次活動報告書によれば、そのような戦時動員体制への協力は、FVOにとって多大な負担となっていた。つまり本来の救済活動に投入されるはずの資源やエネルギーが不足する事態を招いていたのである。Årsberättelse 1914–1915, s.1-2.
- 53) 拠出に基づく部分については、年に16歳から66歳まで供出した総額の男性は30%、女性は24%の給付を受けた.この部分は、制度成立後まもなくは殆ど意味を持たなかったわけである.付加年金は、年間最高額で男性150クローネ、女性140クローネであった.例えば、年間所得が男性で300クローネ、女性で280クローネ以上であると受給資格がなかった. Elmér、Åke, Folkpensioneringen i Sverige, Lund 1960, s.50-51.
- 54) Stadsfullmäktige, protokoll, 21/6, §32.
- 55) Stadsfullmäktige, yttrande, 29/12, §3.
- 56) Årsberättelse 1945-46, s.2.
- 57) F.V.O. 20 år, s.19-20.
- 58) F.V.O. Meddelanden från Centralbyrån, 1895 april, s.1–9.
- 59) F.V.O. Meddelanden från Centralbyrån, 1906 april, s.15-23. 『活動レポート』は、FVOが1897 年から1901年の間、フレドリカ・ブレーメル連盟の機関誌 (Dagny) を自己の機関誌としたことにより、その機関誌に掲載されることとなり、一時休刊となった。FVOは、1902年からは後に社会事業中央連盟の機関誌となる『社会時報 (Social Tidskrift)』を機関誌とすることを定めた (FVO、15/12、1902、§3) が、しばらくそのまま出版されていた。しかし、救貧連盟が機関誌を発行

- し始めたことを機に廃刊となった (FVO, 10/12, 1906, §7). その後, 1916年末にふたたび再刊された (FVO, 18/12, 1916, §8).
- 60) 前掲F.V.O. Handbok för fattigvårdsintresserade. この書物はデジタル化されており、ストックホルム市の文書館のホームページからアクセスし閲覧 することができる.
- 61) Årsberättelse 1910–1910, s.12.

6. 結語

19世紀初めに、スウェーデンでは喜捨を否定する近代的慈善運動が生成した. FVOの成立は、その歴史的展開の19世紀末における到達点として位置づけられるであろう. 貧民の自立(自ら生活を維持できるようにすること)が最大の目的とされ、綿密な調査に基づき、貧困の原因と構造を個別に把握することが目指された. 貧民の自立は、そうした各々のケースに対応した方策によってのみ可能となると考えられたのである.

しかし、貧困問題の解決は、1つの民間慈善団体がどのように努力しようとも限界が存在した。他の慈善団体が喜捨を行えば、貧民はそこに向かい、自己の活動は意味を持たなくなってしまうのである。その上、貧困が社会に蔓延していることを考えると、限られた資源がそのように無駄に使われてしまえば、自立可能性のある貧民は捨て置かれる一方、慈善に寄生しようとする貧民をますます増加させてしまうのである。そのようなことでは、貧困問題の解決は到底望めない。それゆえ、民間慈善団体相互、さらには民間慈善と公的救貧との協力が必要であった。また、貧困についての知識を深め、貧困に対処する方法を改善していくためにもそのような協力関係の樹立が求められたのである。

そのような慈善の調整という面でいえば、FVOは第一次大戦終了期までに一定の成功を収めたといってよいであろう。社会事業中央連盟の成立やストックホルムの救貧改革もFVOの活動ぬきにしてはあり得なかったと思われる。何より登録事務所は、莫大な貧民の情報を

蓄積し、公的救貧のみならず、年金行政や他の慈善団体も利用するデータベースとして大きな役割を果たしたのである。FVOは、ロンドンの慈善調整協会をモデルとしたのであるが、恐らく、民間慈善団体間やそれらと公的救貧の協力関係についてはそれ以上の進展を見せたのではないかと考えられる。特に、戦時動員体制や国民年金などに見る官民の協力関係は、社会政策やそれを通じての公権力の介入に懐疑的なあったロンドンの慈善調整協会では考えられなかった事態ではないかと思われる。620公的救貧と民間慈善との協力関係についていえば、19世紀初頭以来スウェーデンで積み重ねられてきた経験がこのような展開の前提となったものと見なせるであろう。

他方、このような慈善の調整は、スウェーデンにおいてもストックホルムに限られる現象ではなかった。既に1891年のモンテリウスの論文には、ストックホルムの慈善調整協会をモデルとして、ウプサラ、イェーテボリィ、ノルシェーピング(Norrköping)、エスキルストゥーナ(Eskilstuna)にも同種の団体が設立されたことが言及されている. 63 さらに王立図書館には、20世紀初頭にリンシェーピング(Linköping)、ヘルシングボリィ(Hälsingborg)、ウメオー(Umeå)、イースタッド(Ystad)などの慈善調整協会が発行した文献が所蔵されている.

とはいえ、FVOによる慈善の調整に限界があったことも確かである。1917年3月にFVOとも長い間親交のあったスターズ・ミッションが、社会事業に関わるすべての団体に相互協力を検討するための会議への参加を呼びかけた。通常の慈善団体の他、禁酒運動団体や民衆教育団体なども対象となっていた。3月15日に第一回、10月16日まで数度の会議が開かれた。そこで、確認されたことは、依然として喜捨が行われていることであり、職業乞食が蔓延していることであった。それへの対策として、FVO

の登録事務所に貧民の情報をより一層集約していくこと。その上で組織的で一貫した救済活動を展開していくこと。また、喜捨を撲滅するため、啓蒙活動をさらに推進していくことが合意された(FVO, 26/2, 1917, §10; FVO, 26/3, 1917, §5; FVO, 22/10, 1917, §8).

また、第一次大戦後は、FVOにとってある 意味苦難の時代であった. 例えば、1918年の 新救貧法は、救貧行政の拡充をもたらし、 FVOの活動の余地を狭めるものであった. 1924年に設立35周年を迎えたのだが、かつて の状況に比して現状を「FVOのストックホル ムの救貧活動における任務や貢献は、近年減少 している」と把握している(Årsberättelse 1924-25, s.2). 一方では, 年次活動報告書に は、戦間期の失業問題に対応できず、自立可能 な失業者を公的救貧に委ねざるを得ない状況が 指摘され続ける(例えば、Årsberättelse 1925-26, s.2; Årsberättelse 1927-28, s.5). そして 1940-41年の年次活動報告書では、公的な社会 保障制度が拡充される中でFVOの役割は、そ の枠の外に取り残された者の救済に転換せざる を得ないことが確認されたのである(Årsberättelse 1940-41, s.1-2). 公と私の関係は, この ように戦間期に大きく変化することになる. 第 一次大戦期までのFVOによる慈善の調整の推 進の歴史的意義は、恐らく戦間期以後の過程の 分析を行い, そこにそれ以前と連続する面と断 絶する面双方を検討することによってより明確 となるであろう. この検討は別の機会に行うこ ととしたい.

- 62) ロンドンあるいはイギリスの慈善調整協会については、例えば、高野史郎『イギリス近代社会事業の形成過程』勁草書房1985年; 山本卓「『尊厳ある』困窮者の救済—科学的慈善の構想と帰結」『立教大学大学院法学研究』第33号、2005年を見ょ
- 63) Montelius, a.a., s.224. 〔東京大学大学院経済学研究科・経済学部准教授〕